

議案第6号

沖縄県立青少年の家の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を
改正する規則について

沖縄県立青少年の家の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則を別紙
のとおり定める。

平成24年3月6日

沖縄県教育委員会

(別紙)

沖縄県教育委員会規則第 号

沖縄県立青少年の家の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則

沖縄県立青少年の家の設置及び管理に関する条例施行規則（平成21年沖縄県教育委員会規則第8号）の一部を次のように改正する。

目次を削る。

「第1章 総則」及び「第2章 指定管理者による青少年の家の管理」を削る。

第3章を削る。

「第4章 雑則」を削る。

第24条を第7条とする。

第6号様式から第9号様式までを削る。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成24年4月1日から施行する。

(沖縄県教育委員会の所管する職員の勤務時間及び勤務時間の割り振り等に関する規則の一部改正)

2 沖縄県教育委員会の所管する職員の勤務時間及び勤務時間の割り振り等に関する規則（昭和47年沖縄県教育委員会規則第22号）の一部を次のように改正する。

第4条第2項中「、沖縄県立埋蔵文化財センター及び沖縄県立青少年の家」を「及び沖縄県立埋蔵文化財センター」に改める。

規則案の概要の説明

部課名 教育庁生涯学習振興課

1 件名

沖縄県立青少年の家の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則

2 改正の経緯及び必要性

県内に6カ所設置されている青少年教育施設については、平成22年度から段階的に指定管理者制度を導入しており、これまで沖縄県立名護青少年の家、沖縄県立糸満青少年の家、沖縄県立石川青少年の家及び沖縄県立玉城青少年の家の4カ所が指定管理者による管理が行われている。

平成24年4月から、沖縄県立宮古青少年の家及び沖縄県立石垣青少年の家に指定管理者制度が導入されるに伴い、沖縄県立青少年の家の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する必要がある。

3 改正案の概要

- (1) 目次を削る
- (2) 各章を削る
- (3) 沖縄県教育委員会が青少年の家を直接管理する根拠条文を削ることとする。（第7条から第23条まで関係）
- (4) 施行日は、平成24年4月1日とする。（附則第1項）
- (5) 沖縄県教育委員会の所管する職員の勤務時間及び勤務時間の割り振り等に関する規則の一部を改正する。（附則第2項）

4 根拠法令

- (1) 沖縄県立青少年の家の設置及び管理に関する条例（平成20年沖縄県条例第49号）
- (2) 地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第23条第1号

5 関係各課との調整状況

調整済

6 添付資料

新旧対照表

沖縄県立青少年の家の設置及び管理に関する条例施行規則（平成21年沖縄県教育委員会規則第8号）新旧対照表	
改 正 案	現 行
<p>(削る)</p> <p>(削る)</p> <p>(削る)</p> <p>(削る)</p> <p>(削る)</p> <p>(削る)</p> <p>(削る)</p> <p>(削る)</p> <p>第1条 (略)</p> <p>(削る)</p> <p>第2条～第6条 (略)</p> <p>(削る)</p> <p>(削る)</p> <p>(削る)</p>	<p>目次</p> <p>第1章 総則 (第1条)</p> <p>第2章 指定管理者による青少年の家の管理 (第2条―第6条)</p> <p>第3章 指定管理者が管理する青少年の家以外の青少年の家の管理 (第7条―第23条)</p> <p>第4章 雑則 (第24条)</p> <p>附則</p> <p>第1章 総則 (趣旨)</p> <p>第1条 この規則は、沖縄県立青少年の家の設置及び管理に関する条例（平成20年沖縄県条例第49号。以下「条例」という。）の規定に基づき、沖縄県立青少年の家（以下「青少年の家」という。）の管理に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>第2章 指定管理者による青少年の家の管理</p> <p>第2条～第6条 (略)</p> <p>第3章 指定管理者が管理する青少年の家以外の青少年の家の管理 (管理の責任)</p> <p>第7条 青少年の家（条例第18条に掲げる青少年の家に限る。以下この章において同じ。）の所長（以下「所長」という。）は、当該青少年の家の施設及びその附属設備（以下「教育委員会管理施設等」という。）を適正に維持管理しなければならない。</p> <p>(諸帳簿)</p> <p>第8条 所長は、教育委員会管理施設等に関する諸帳簿を整理し、その現行状況を明</p>

(削る)	<p>らかにしておかなければならぬ。</p> <p>(施設等の亡失)</p> <p>第9条 所長は、火災その他の事由により教育委員会管理施設等の全部若しくは一部が損傷し、又は亡失した場合には、速やかに教育長に報告し、その指示を受けなければならない。</p> <p>(当直)</p> <p>第10条 所長は、休日その他正規の勤務時間外において、職員に対し、宿直又は日直勤務を命ずることができる。</p> <p>2 前項に定めるもののほか、宿直及び日直勤務については、職員勤務規程（昭和47年沖縄県教育委員会訓令第4号）の定めるところによる。</p> <p>(職員の勤務等)</p> <p>第11条 職員の勤務、勤務時間及び勤務時間の割振りについては、別に定めるところによる。</p> <p>(文書)</p> <p>第12条 文書の処理については、教育庁文書管理規程（昭和53年沖縄県教育委員会訓令第2号）の定めるところによる。</p> <p>(報告)</p> <p>第13条 所長は、青少年の家の月別利用報告書を翌月の10日までに、教育長に提出しなければならない。</p> <p>(休所日)</p> <p>第14条 青少年の家の休所日（以下「休所日」という。）は、次に掲げるところとする。</p> <p>(1) 月曜日</p> <p>(2) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日</p> <p>(3) 沖縄県慰霊の日を定める条例（昭和49年沖縄県条例第42号）第2条に規定する慰霊の日</p> <p>(4) 12月28日から翌年の1月4日までの日（第2号に掲げる日を除く。）</p> <p>2 前項第2号及び第3号に規定する休所日が月曜日に当たるときは、その日の後日において最も近い休所日でない日をもって、これに替えるものとする。</p> <p>3 前2項の規定にかかわらず、所長は、必要があると認めるときは、臨時に休所日に開所し、又は休所日以外の日に休所することができる。</p>
------	--

(使用の許可)

第15条 教育委員会管理施設等を使用しようとする者は、あらかじめ所長の許可を受けなければならない。許可を受けた者（以下「使用者」という。）が許可を受けた事項を変更しようとするときも、同様とする。

2 所長は、教育委員会管理施設等の管理上必要と認めるときは、前項の許可をするに当たり、条件を付することができる。

3 所長は、次の各号のいずれかに該当するときは、第1項の許可をしないことができる。

(1) 公の秩序を乱し、又は善良な風俗を害するおそれがあるとき。

(2) 公益を害するおそれがあるとき。

(3) 教育委員会管理施設等を汚損し、損傷し、又は滅失するおそれがあると認められるとき。

(4) 前3号に掲げるもののほか、教育委員会管理施設等の管理上支障があると認められるとき。

(使用の手続等)

第16条 前条第1項の規定による使用の許可を受けようとする者は、あらかじめ沖縄県立青少年の家使用許可申請書（第6号様式）を所長に提出しなければならない。使用者が許可を受けた事項を変更しようとするときも、同様とする。

2 前項の申請があった場合において、所長は使用又は変更の許可をしたときは、沖縄県立青少年の家使用許可書（第7号様式）を交付するものとする。

3 前項の使用許可書は、使用当日これを指定管理者に提示しなければならない。

(使用料の免除)

第17条 条例第20条第2項において準用する第15条第1項の規定により使用料の免除を受けようとする者は、あらかじめ沖縄県立青少年の家使用料免除申請書（第8号様式）を所長に提出しなければならない。

2 前項の規定により使用料を免除することができる場合は、次のとおりとする。

- (1) 児童生徒及びその引率者が教育課程に基づき教育活動として使用する場合
- (2) 身体障害者福祉法第15条第4項の規定により身体障害者手帳の交付を受けている者、知的障害者で都道府県知事又は地方自治法第252条の19第1項の指定都市の市長から療育手帳の交付を受けている者、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第45条第2項の規定により精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者及

(削る)

(削る)

(削る)

びこれらの介護人が使用する場合

(3) 沖縄県及び沖縄県教育委員会が主催する研修に使用する場合

(4) 前各号に定めるもののほか、所長が特に必要と認めた場合

3. 所長は、使用料の免除を承認したときは、沖縄県立青少年の家庭使用料免除承認書(第9号様式)を使用者に交付するものとする。

(権利の譲渡等の禁止)

第18条 使用者は、教育委員会管理施設等を使用する権利を譲渡し、又は転貸してはならない。

(所長の指示)

第19条 所長は、青少年の家の使用者の遵守事項を定め、管理上必要があるときは、その使用者に対し適宜指示することができる。

(許可の取消し等)

第20条 所長は、使用者が次の各号のいずれかに該当するときは、第15条第1項の許可を取り消し、又は教育委員会管理施設等の使用を制限し、若しくはその停止を命ずることができる。

(1) 条例若しくはこの規則又はこれらに基づく指示に違反したとき。

(2) 偽りその他不正な手段により許可を受けたとき。

(3) 許可に付した条件に違反したとき。

(4) 第15条第3項各号のいずれかに該当するに至ったとき。

(設備の変更禁止)

第21条 使用者は、施設内に特別な設備を設置し、又は変更を加えてはならない。ただし、あらかじめ所長の承認を受けたときは、この限りではない。

(原状回復の義務)

第22条 使用者は、教育委員会管理施設等の使用を終えたとき、又は第20条各号のいずれかの規定に該当することにより使用の許可を取り消されたときは、速やかに教育委員会管理施設等を原状に回復しなければならない。

2. 所長は、使用者が前項の義務を履行しないときは、その原状回復に必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

(入所の禁止等)

第23条 入所の禁止等については、第5条の規定を準用する。この場合において、第5条中「指定管理者」とあるのは「所長」と読み替えるものとする。

(削る)

(削る)

(削る)

(削る)

(削る)

(削る)

(削る)

(補則)

第7条 この規則に定めるもののほか、青少年の家の管理に関し必要な事項は、教育委員会が別に定める。

(削る)

(削る)

(削る)

(削る)

第4章 雑則

(補則)

第24条 この規則に定めるもののほか、青少年の家の管理に関し必要な事項は、教育委員会が別に定める。

第6号様式 (第16条関係)

第7号様式 (第16条関係)

第8号様式 (第17条関係)

第9号様式 (第17条関係)

新旧対照表

沖縄県教育委員会規則第22号) 新旧対照表	
改 正 案	現 行
<p>(各機関の職員の勤務時間) 第4条 (略)</p> <p>2 沖縄県立図書館及び沖縄県立埋蔵文化財センターに勤務する職員の勤務時間は、休憩時間を除き1週間当たり38時間45分とし、勤務時間の割り振りは、各機関の運営等の必要に応じ、各機関の長が定める。</p> <p>3～6 (略)</p>	<p>(各機関の職員の勤務時間) 第4条 (略)</p> <p>2 沖縄県立図書館、沖縄県立埋蔵文化財センター及び沖縄県立青少年の家に勤務する職員の勤務時間は、休憩時間を除き1週間当たり38時間45分とし、勤務時間の割り振りは、各機関の運営等の必要に応じ、各機関の長が定める。</p> <p>3～6 (略)</p>